

# 令和元年6月定例会

## 文教厚生委員会記録

- 開催日時 令和元年6月19日（水曜日） 午前10時から
- 場 所 全員協議会室
- 付託案件
- 議案第21号  
有田市立文教施設使用条例の一部を改正する条例
  - 議案第23号  
有田市上水道事業給水条例の一部を改正する条例
  - 議案第25号  
有田市立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
  - 議案第26号  
有田市重度心身障害児者医療費支給条例の一部を改正する条例
  - 議案第27号  
有田市都市公園条例の一部を改正する条例
  - 議案第28号  
有田市立学校運動場夜間照明施設条例の一部を改正する条例
  - 議案第29号  
有田市文化福祉センター条例の一部を改正する条例
  - 議案第30号  
男浦水泳場条例の一部を改正する条例
  - 議案第31号  
有田市介護保険条例の一部を改正する条例
  - 議案第33号  
有田市社会体育施設条例の一部を改正する条例
  - 議案第34号  
有田市上水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例
  - 議案第35号  
有田市民会館条例の一部を改正する条例

出席者

出席委員 一ノ瀬敦子委員長・辻本意典副委員長  
西口正助委員・堀川 明委員  
中谷桂三委員・児嶋清秋委員

万賀幸雄議長

当 局

市民福祉部 宮崎三穂子市民福祉部長  
馬倉三喜市民課長・石井哲也生活環境課長・  
松村尚彦福祉課長・山崎希恵健康課長  
若松伸行高齢介護課長・南村尚史福祉課主幹  
楠本智子高齢介護課主幹・上野山緑市民係長  
網代義昌清掃センター長・福田典久介護保険係長

総合行政委

員会事務局 大谷せつ子局長

市立病院 神保佳紀事務長・山下 剛医事課長  
石井絹代庶務課長

水道事務所 江川敦夫水道事務所長・北野宏幸水道課長  
井本恵介工務給水係長・上田章二業務係長

教育委員会 谷輪吉伸教育次長・伊藤正人教育総務課長  
嶋田実明生涯学習課長・岩田吉広市民会館館長  
上野山猶哉市民会館主幹・田廣研作社会教育係長  
児嶋利樹社会体育係長・土井万喜子文化振興係長

議会事務局 福永康一次長・大谷真也書記

開 会

○一ノ瀬委員長： 開会挨拶

○嶋田課長： 議案第 21 号  
有田市立文教施設使用条例の一部を改正する条例の説明

○一ノ瀬委員長： 質疑を認めます。  
ご質疑ありませんか。

○中谷委員： この提案理由が消費税法の一部改正等に伴いとのことですが、

消費税8%から10%への増額ということでいいですか。

- 嶋田課長： 今回の消費税2%分の増額をしようとするものでございます。
- 中谷委員： 値上がり分の金額について計算しましたが、2%分の値上げにはなっていません。その根拠の説明をお願いします。
- 嶋田課長： 元の使用料金を108で割りまして110を乗じております。それと10円以下の端数につきましては切り捨てております。
- 中谷委員： 前回5%から8%になったときも、同様の計算をされたのですか。
- 嶋田課長： 同様にしております。
- 中谷委員： 了解しました。
- 一ノ瀬委員長： ほかにございませんか。
- 委員： なし。

質疑終了 採 決 ( 可 決 )

**○北野課長： 議案第23号  
有田市上水道事業給水条例の一部を改正する条例の説明**

- 一ノ瀬委員長： 質疑を認めます。  
ご質疑ありませんか。
- 中谷委員： 家庭用の2%の値上げは分かりますが、34条の各手数料で使用中止栓を再開するときの300円を500円、証明書交付手数料100円を200円など、消費税増税分とは思えないほど金額が上がっていますが、この値上げ理由の説明をお願いします。
- 北野課長： 300円を500円に値上げした理由ですが、当初設定してから、かなり経過しておりまして、現行の運用に合わせて見直しを行いました。金額的に500円と言いますのは、委託職員1時間当たり1,000円とし、時間を30分として、500円として算出しております。
- 中谷委員： 給水装置工事事業者指定手数料5,000円が10,000円になったのも今の説明でいいですか。
- 北野課長： それにつきましても現行の運用に合わせて、時間当たりの単価を乗じて10,000円としました。
- 中谷委員： 最近、有田市から有田川町へ転出する方が増えていますが、両方を比較すると唯一水道料金が有田市の方が安い。今回この各手数料が値上がりすることで、近隣と比較してどうなりますか。それでも有田市はまだ安

いと自慢できますか。

- 北野課長： 有田川町で給水装置工事事業者指定手数料は10,000円となっております。水道料金を含めましても、有田市の方がまだ安くなっていると思います。
- 中谷委員： 了解しました。
- 一ノ瀬委員長： ほかにございませんか。
- 堀川委員： 改定理由ですが、消費税法の一部改正に伴いとのことですが、今の500円や10,000円というのは、消費税法に関係なく、便乗値上げではないのですか。
- 北野課長： 今回の議案でもう一つ10月1日より水道法の改正によりまして、手数料の更新がありましたので、それに合わせまして、既存の手数料も現行の運用に合わせて見直しを行いました。
- 堀川委員： 了解しました。
- 一ノ瀬委員長： ほかにございませんか。
- 委員： なし。

質疑終了 採 決 ( 可 決 )

- 石井課長： 議案第25号  
有田市立病院事業の設置等に関する条例の一部を  
改正する条例の説明

質疑なし 採 決 ( 可 決 )

- 松村課長： 議案第26号  
有田市重度心身障害児者医療費支給条例の一部を  
改正する条例の説明

- 一ノ瀬委員長： 質疑を認めます。  
ご質疑ありませんか。
- 中谷委員： 提案理由が支給対象を拡充のためと書いていますが、今まで対象となっていなかった方が、今回から対象になるのは素晴らしいことですが、今回の方が対象となったその経緯について説明をお願いします。
- 松村課長： 和歌山県の補助制度もございまして、県から今回の対象者について拡充するというので、県下30市町村が同時に実施するというのを聞

いております。他の都道府県の状況としまして、同様に拡充しているところもございまして、近畿管内では大阪府、兵庫県は実施していると聞いております。

- 中谷委員： 和歌山県の提案ですが、補助金はどうなっていますか。
- 松村課長： 県、市それぞれ2分の1の負担割合になっております。
- 中谷委員： 実施が令和元年8月1日からとなっておりますが、その理由は何ですか。
- 松村課長： 受給者証の更新時期が8月でありまして、それに合わせて実施予定としております。
- 中谷委員： 今回該当される方は何名くらいですか。
- 松村課長： 今年4月1日現在で13名と把握しております。
- 中谷委員： 僕はこの対象者の方に周知徹底する期間も含めて、8月にするのかと思いましたが、対象者への周知はどのようにされるのですか。
- 松村課長： 周知方法につきましては、広報なども予定しておりますが、対象となる方に、直接通知をさせていただき予定としております。
- 中谷委員： 広報では市民全体に周知して、対象の方には今言われたように個別に周知徹底して、8月から施行出来るようにお願いしておきます。
- 西口委員： 例えば、福祉の充実ということで、有田市で実施していて、近隣の市町が実施していないとか、またその逆のことなどはありますか。
- 松村課長： 自治体の個別の事業まで把握しておりませんが、自治体によってばらつきがあります。先の3月定例会で、精神障害についても拡充しているということで、有田市独自の心身障害児手当金の条例改正もいたしまして、今年度から対象とさせていただいております。
- 西口委員： 今後は近隣とも対比して、出来ていない事業については、実施できるように検討してもらいたいと思います。議員各位もそのような議案については、賛同してくれると思うので、お願いしておきます。
- 堀川委員： 福祉の制度では身体障害者、知的障害者を対象としたものが多く、今回、精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方も対象となるということで、一歩前進したと思います。私は賛成です。
- 一ノ瀬委員長： ほかにございせんか。
- 委員： なし。

質疑終了 採 決 ( 可 決 )

- 嶋田課長： 議案第27号  
有田市都市公園条例の一部を改正する条例の説明

質疑なし 採 決 ( 可 決 )

- 嶋田課長： 議案第 28 号  
有田市立学校運動場夜間照明施設条例の一部を改正する条例  
の説明

質疑なし 採 決 ( 可 決 )

- 嶋田課長： 議案第 29 号  
有田市文化福祉センター条例の一部を改正する条例の説明

質疑なし 採 決 ( 可 決 )

- 嶋田課長： 議案第 30 号  
男浦水泳場条例の一部を改正する条例の説明

質疑なし 採 決 ( 可 決 )

- 若松課長： 議案第 31 号  
有田市介護保険条例の一部を改正する条例の説明

- 一ノ瀬委員長： 質疑を認めます。  
ご質疑ありませんか。

- 児嶋委員： 保険料の軽減について令和 2 年度とありますが、令和 3 年度以  
降軽減はされないのですか。

- 若松課長： 介護保険料は 3 年に一度の介護保険計画策定時に見直されてお  
り、令和 2 年度が現在の介護保険計画の最終年となり、次の計画の時には、  
軽減はされると思いますが、内容が変わってくる可能性があります。

- 中谷委員： 令和 2 年度に 28,800 円から 23,040 円になる説明をお願いします。

- 若松課長： 介護保険料は 1 年間でとなっており、期間が半年になりますの  
で、本来の軽減する割合を半分にした額を、今年は減らして、令和 2 年度は  
1 年間となりますので、本来の軽減する割合の額を来年度は軽減するという  
ことになっております。

- 中谷委員： 半年と1年で金額的にこうなったということで、例えば、元の金額から何%を減額したという計算ではなく、今の説明にあった計算で算出したということだと思います。
- 若松課長： 介護保険法施行令の中で、保険料基準額に対する割合があります。その割合の軽減分を期間に応じて、減額しております。
- 中谷委員： 了解しました。
- 一ノ瀬委員長： ほかにございませんか。
- 委員： なし。

質疑終了 採 決 ( 可 決 )

- 嶋田課長： 議案第33号  
有田市社会体育施設条例の一部を改正する条例の説明

質疑なし 採 決 ( 可 決 )

- 北野課長： 議案第34号  
有田市上水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の説明

- 一ノ瀬委員長： 質疑を認めます。  
ご質疑ありませんか。
- 中谷委員： この議案書を見ると、第4条が第5条に第6条が第7条にとあたかも変わったようにとれますが、今の説明で、条文が増えたので、元々のものが同じ内容で条番号だけ変わったととらえればいいのですか。
- 北野課長： 水道法施行令に一文追加されまして、内容としては全く同じです。
- 中谷委員： そんな場合、説明を聞けばわかりますが、議案書の提案理由のところに明記できませんか。今後の対応についてはどうですか。
- 北野課長： 一文を入れることで、分かりやすくなると思いますので、今後検討していきたいと思います。
- 中谷委員： 了解しました。
- 堀川委員： 今回の議案のほとんどが、消費税法の一部改正に伴いとありますが、定額プラス消費税としておけば、消費税率が変わっても、条例改正をしなくてもいいのではないのですか。そのような運用はできないのですか。

- 谷輪次長： 条例の担当部署は総務課になりますので、総務課と研究していく必要があるかなど、今即答はできませんが、そのように進めていきたいと思いをします。
- 西口委員： それは駄目。予算で金額が出てくる。条例を改正することで予算が動いている。だから、各条例を個別にしないといけない。それをして勝手に予算計上をすれば、何を根拠として計上したのかということになる。できないことは、できませんときちんというべきだと思う。
- 一ノ瀬委員長： ほかにございませんか。
- 委員： なし。

質疑終了 採 決 ( 可 決 )

○嶋田課長： 議案第 35 号  
有田市民会館条例の一部を改正する条例の説明

- 一ノ瀬委員長： 説明は終わりました。  
次に、質疑を認めます。  
ご質疑ありませんか。
- 中谷委員： この議案のことではありませんが、一つ教育委員会が所管していることなのでお尋ねします。  
ふるさとの川総合公園のテニスコートを、使っている方がおられますが、使用料をもらっていますか。それと鮎茶屋さんの前の河川のところで月に1回くらいドッグランではありませんが、道具一式を持って来て運動させているのを見かけますが、あれも許可を出しているのですか。その辺りの管理はどうしていますか。
- 嶋田課長： テニスコートでございしますが、災害後今の状態になってからは、使用料はいただいております。鮎茶屋の前につきましては、教育委員会で所管しておりませんので、許可しているかどうか分かりません。
- 中谷委員： ふるさとの川総合公園の多目的広場で家族で野球などをしていいますが、そういうのは駄目ですね。注意しないといけませんか。
- 嶋田課長： 申請により使用許可をしている場合は、そのようなことはできないと思いますが、他の部分についてはそこまで管理が行き届いておりませんので、散歩などで利用されている分には、注意していません。危険な行為以外は注意することはないと思います。
- 一ノ瀬委員長： ほかにございませんか。
- 委員： なし。

質疑終了 採 決 ( 可 決 )

○一ノ瀬委員長： 以上で、当委員会に付託されました案件の審議はすべて終了いたしました。

これで文教厚生委員会を閉会いたします。

閉 会 午前11時49分